

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う、今後の**感染症対策**について

本日より、新型コロナウイルス感染症は、5類に移行されました。この間、様々な制約の中でも、感染拡大の防止と学校教育活動の継続の両立に御協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

今後は、「感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続する」ことが基本となります。平時における対応方針は、[文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」](#)に従い、下記の通りとなります。御理解と御協力の程お願い申し上げます。

なお、再流行時には、これまで同様、マスク着用、手指の消毒、3密や大声を避けるなど、感染状況や場に応じた対策を講じることになります。

記

1 児童の健康管理のための持ち物（必須）

- ☐ 清潔な**ハンカチ・ティッシュ**
- ☐ **マスク**（日常の活動では着用不要ですが、給食の配膳時等に使用）

2 児童の健康管理・健康観察

- ① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校せず、状況に応じて受診します。ただし、症状が軽微な場合は、一律には登校を制限しませんので、学校にご相談ください。いずれの場合も、下記4に該当しない場合は、「**病欠**」扱いとなります。
- ② 家庭との連携により児童の健康状態を把握することが重要ですが、「**健康観察表**」は**不要**とします。ご家庭において児童の体温を毎日チェックするなど、引き続き、健康状態の把握に努めてください。

3 学校の教育活動（日常、学校行事、宿泊行事など）での感染症対策

- ① 気候上可能な限り、廊下側と窓側を対角に開け、**常時換気**に努めます。窓を開ける幅は10 cm程度。また、体育館のように広い部屋やエアコンを使用している場合でも、換気をします。
- ② 登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食前等、30 秒程度、**流水と石鹸で丁寧に洗います**。ハンカチ等は個人持ちとして、共用はしません。
- ③ 流水での手洗いができない場合など、**手指の消毒は補助的**に用います。
- ④ 感染症を他者に感染させないために、**咳エチケット**（咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、自分の口や鼻をおさえること）。
- ⑤ 学校教育活動においては、**マスクの着用は求めない**ことが基本となります。ただし、校外学習等で、電車やバスを利用する場合は、マスクを着用することを推奨します。

4 出席停止等の取扱い

- ① 児童の感染が判明した場合には、出席停止の措置とする。また、インフルエンザ等と同様、感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止とすることができます。（**期間の起算は発症した日の翌日、症状が軽快した日の翌日**）

対象	期間	登校再開時の対応
陽性者	発症後5日 かつ 症状軽快後1日	登校届の提出 (様式は、別途、 市教委から届く予定です)

- ② 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなど特別な事情があり、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があり、合理的な理由があると校長が判断する場合には、出席停止とすることができます。

令和5年度当初の教育活動について

～ マスク着用の考え方の見直しなど、感染防止対策の基本方針 ～

春陽の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび、昭島市教育委員会において、国及び東京都の方針を踏まえた感染防止対策の見直しがありました。本校においても、下記の通り、教育委員会の方針に基づいた感染防止対策を遵守して参ります。ご家庭におかれましても、軽微な症状でも油断することなく、感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

記

1 すべての命を守るために ～ご家庭へのお願い～

令和2年に新型コロナウイルス感染症が国内で発生して以降、本校においては、3年以上の長期間に渡り、学校内における感染拡大が抑えられ、安全・安心が保たれています。これはひとえに、皆様の「すべての命を守る」という気概の賜物と深く感謝申し上げます。

学校におきましては、本通知文の通り、一層の感染防止対策に全力を尽くします。ご家庭におきましても、これまでの感染防止対策の徹底をあらためてお願い申し上げます。

(1) 自分の命を守る（自分が感染しない）ために

- TP0 に応じたマスクの着脱(不織布推奨)、3密回避、手洗い、うがい、手指消毒、換気の徹底。
- 家庭内でも30分に1回以上の十分な換気、手が触れる場所等の消毒、タオル等を共用しない。
- **ただし、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。**

(2) すべての命を守る（他の人に感染させない）ために **継続**

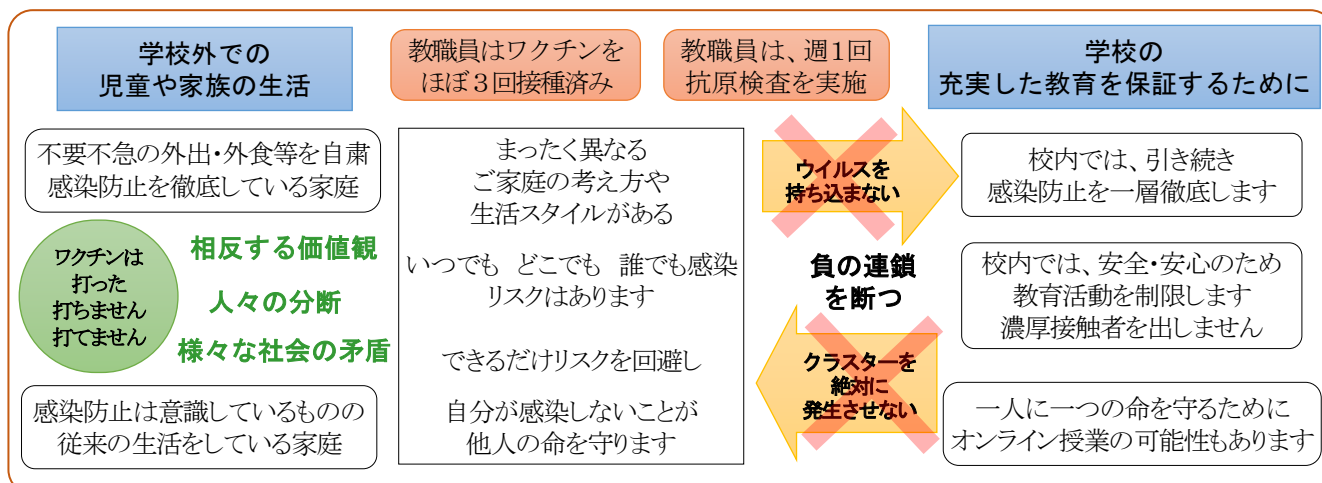
- 毎朝の健康観察と検温の徹底。健康観察表への記入。記入がない場合は、登校できません。児童本人に咳、発熱、息苦しさ、咽頭痛等の普段と異なる体調不良の症状が見られる場合は登校せず、医療機関を受診、ご家庭で安静に過ごしてください。翌日も登校を控えてください。
- **感染がまん延している状況にあるときには**、同居の家族に同様の症状がみられる場合、学校に連絡・相談し、自宅休養の必要がないと確認できるまで登校できません。
- 児童や同居のご家族が、感染、濃厚接触（疑いを含む）、PCR検査等の検査を受ける場合は、直ちに学校の報告の上、結果が判明するまでの間は**登校できません（出席停止）**（R3. 8. 27）。

※ R5. 4. 18 より、同居家族が濃厚接触者でも、本人も家族も陽性ではなく体調不良等がみられない場合は、出席可能となりました。該当する場合は、学校にご連絡ください。
※ また、陽性者の療養期間、濃厚接触者の待機期間、それらに伴う児童の出席停止期間等も随時改訂（期間の短縮等）されていますので、詳細は学校にお問い合わせください。

- いずれの場合も、必ず学校にご連絡願います。
- 登校を再開する際には、「登校届」等（昭島市教育委員会様式）を提出してください。

(3) 教育活動の継続と児童の学びを保証するため

- 校内にウイルスを持ち込まない（不安な場合は登校・出勤しない）ことが最重要。
- しかしながら、感染しても無症状のケースも多く、上記(1)(2)の徹底が肝心です。



2 令和5年度の教育活動について ～「学びの保障」と「すべての命を守る」ために～

(1) 教育活動の方針について

- 学校の教育活動は、感染防止対策を徹底しながら可能な限り継続します。
- 感染状況により、様々な形態（対面授業とオンライン授業、ハイブリット授業等）を工夫しながら、教育活動の継続と学びを保障することを前提に、安全・安心な授業を展開します。
ICT活用の詳細については、[学校ホームページ（富士見丘小のGIGAスクール構想）](#)をご覧ください。
- ただし、複数の児童等が感染した場合、文科省ガイドラインに沿って学級閉鎖等を速やかに実施します。

(2) 校内の感染症対策の強化・徹底

マスク・ハンカチ持参を忘れずに！

- 登校時 8時5分前の登校厳禁。教室で、健康観察表のチェックと健康観察を徹底。
- 登校時や休み時間後等 教室に入る前に（ランドセルのまま）石鹸による手洗い・うがいの徹底。
- 出席停止・受診 わずかでも感染の可能性や不安がある場合は、登校せずに受診を徹底。
ワクチン接種や接種後の副反応等により登校できない場合は、出席停止扱い。

学校においては、屋内外に関わらず、原則、マスクの着用は不要です。

※ ただし、学習活動の内容や学習形態等によって、マスク着用が必要になる場面があります。
子供たちが適切に着脱できるようにしていきますので、よろしくお願い申し上げます。

(3) 日常的教育活動及び学校行事等について

- ① 2方向の窓を同時に開けて常時換気する（場合によってサーキュレータ等の補完的な措置を講じる）。
- ② 歌唱や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、音楽室等の換気を十分に行い、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、向かい合っでの歌唱は控える。
- ③ 調理実習の実施に当たり、試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにする場合には、座席間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じる。
- ④ 水泳指導は、プール・プールサイド・更衣室等における密集・密接の場面を避け、シャワーの水栓、ドアノブやロッカー等をこまめに消毒するなど、感染リスクへの対策等を講じて実施する。
- ⑤ 給食は、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、準備（「いただきます」まで）は全員マスクを着用する。お替りなどで席を立つ際もマスクを着用する。
- ⑥ 食事中は、もぐもぐタイムの後も大きな声での会話を控えるなど、食事のマナーを守って楽しく会食し、飛沫を飛ばさないように注意する。また、児童間に一定距離（1m程度）を確保する。
- ⑦ 宿泊行事は、2週間前からの健康観察、就寝時の換気や距離の確保、こまめな検温による健康観察等も含め、感染防止対策を徹底した上で実施する。
- ⑧ 校外活動は、訪問先や移動手段、活動内容等について、感染防止対策を踏まえた工夫を行う。
- ⑨ 運動会は、競技・演技種目の厳選、時間の短縮など、感染防止対策と熱中症事故の未然防止を万全に講じて実施する（昨年度と同程度を予定）。来賓や保護者等の参加人数の制限は設けない。
- ⑩ 音楽会は、体の中心から前方1m・左右50cmを目安とした距離を確保し、感染防止対策を万全に講じて実施する（昨年度と同程度を予定）。保護者の参観は、席間確保のため各2名以内とする。
- ⑪ 保護者会は、感染状況に十分配慮し、室内の換気、間隔の十分な確保、短時間での実施など、感染防止対策を徹底して実施する。
- ⑫ 保護者への公開授業は、密を防ぐ方法を工夫して実施する。
- ⑬ きこえとことばの教室の通級指導は、当面、対面指導とするが、市内の感染状況によりオンライン指導に切り替えることもある。
- ⑭ 放課後は速やかに帰宅し、感染防止に努める。

(4) 児童への個別の配慮について

- 児童の小さな変化を見逃さないようにし、特に配慮が必要な児童に対しては個別に対応します。
- 感染予防や感染不安により登校できない児童については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応します。

(5) 教職員等の健康管理の徹底について

- 正しいタイミングと正しい方法による手洗い、健康管理等の感染症対策を一層徹底して実施する。
- 毎朝検温、健康観察（咳、発熱、息苦しさ、咽頭痛等の普段と異なる体調不良の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は出勤せず、受診すること）を確実にを行い、本人に何らかの症状が見られる場合は出勤せず、受診する。感染がまん延している状況にあるときに、家族に同様の症状が見られる場合は、学校に連絡・相談し、自宅休養の必要がないと確認できるまでは出勤を控える。
- 出勤時に健康チェックを行い、健康チェック票に検温結果等を記録する。
- 大人数での飲食、飲酒や大声での会話などが行われる場面での感染リスクについて十分認識する。

別表 学校感染症と出席停止（療養期間）の基準

※ 第3種「その他の感染症」については、感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の様態等を考慮して、出席停止の指示を
するかどうかが判断する。

分類	病名		出席停止の基準（療養期間）	登校再開時 提出書類
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、シフトリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）など		治癒するまで	治癒証明書
第2種	インフルエンザ（季節性）		発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで	登校届
	新型コロナウイルス感染症		発症後5日、かつ、軽快後1日が経過するまで	
	百日咳		特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）		解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		耳下腺、顎下腺の主張が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	咽頭結膜炎		発疹が消失するまで	
	結核		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	登校許可書
	髄膜炎菌性髄膜炎			
第3種	コレラ		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	登校許可書
	細菌性赤痢			
	腸管出血性大腸菌感染症			
	腸チフス			
	パラチフス			
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎			
	その他の感染症（例）※	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後、24時間を経て全身状態が良ければ登校可能	保護者からの 聴取、または、 登校届
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可 B型・C型：出席停止不要	
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能	
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能	
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能	
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
		感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
		アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）	
伝染性軟属腫（水いぼ）		出席可能（多発性発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）		
伝染性膿痂疹（とびひ）		出席可能（プール、入浴は避ける）		